

奈良工業高等専門学校 J A B E E 受審対応委員会規程

平成 17 年 4 月 1 日制定

平成 20 年 4 月 1 日改正

(設置)

第 1 条 奈良工業高等専門学校における日本技術者教育認定機構の技術者教育認定審査受審に関する規程第 4 条第 2 項の規定に基づき、「システム創成工学」教育プログラム統括会議（以下「プログラム統括会議」という。）のもとに J A B E E 受審対応委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 委員会は、日本技術者教育認定機構（J A B E E）の審査を受けるために必要な具体的事項について検討、実施或いは実施に向けた対策を講じることを目的とする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 プログラム責任者
- 二 専攻科長
- 三 一般教科及び専門学科から選出された専任教員 若干名
- 四 学生課長

2 前項第三号に掲げる委員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、プログラム責任者を充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、委員の中から委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(決議事項の報告)

第 5 条 委員長は、委員会で決議された事項について、プログラム統括会議に報告するものとする。

(委員以外の出席)

第 6 条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務)

第 7 条 委員会に関する事務は、学生課で行う。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 奈良工業高等専門学校JABEE対応室規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成19年1月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。